

**令和3年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要**  
**(「指定管理者制度導入の適否」に係る審査)**

- 1 開催日時 令和3年5月17日(月) 10:00~10:30
- 2 開催場所 青森市役所 柳川庁舎2階 大会議室
- 3 対象施設 合浦公園、野木和公園、野木中央公園、本町公園、戸山中央公園、戸山西公園、奥野中央公園、はまだて公園、浜田中央公園、八ツ役北公園、平和公園、駅前公園、新青森駅前公園、青森市スポーツ公園わくわく広場、大野中央公園
- 4 出席者
  - (1) 選定評価委員  
委員長 舘山 公(企画部次長)  
副委員長 佐藤 秀彦(総務部次長)  
委員 池田 享誉(青森公立大学准教授)  
委員 兼平 浩美(東北税理士会青森支部税理士)  
委員 白坂 孝志(市民部次長)  
委員 奥崎 文昭(環境部次長)  
委員 小笠原 訓史(農林水産部次長)
  - (2) 施設所管課(公園河川課)  
課長 土岐 政温  
主査 京谷 智  
主査 外崎 正文
  - (3) 制度所管課(財政課)  
主幹 宮崎 恭次  
主査 盛 将秀  
主査 吉田 敏和
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
  - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
  - (2) 指定期間：5年
  - (3) 利用料金制：なし
  - (4) 募集形態：公募
  - (5) グルーピングの適否：適(15施設一括管理)

## 7 主な質疑応答

委員：合浦公園における令和元年度（決算額）使用料収入131（千円）とは何か。

施設所管課：公園における撮影や商売等につながる場合は、公園使用料を徴収している。

参考までに合浦公園の使用料収入は、このほかに占用料もあり、春まつりにおける露店の設置などである。

委員：施設管理における職員数の2人とは。

施設所管課：合浦公園管理所に職員が2人常駐している。そのうちの1人が公園内の巡回等を行っている。

委員：合浦公園内にある野球場などのスポーツ施設の管理はどうなっているのか。

施設所管課：スポーツ施設は、経済部地域スポーツ課で所管している。

委員：公園樹の密集化、大木化、高齢化が進み、倒木等が発生する割合が増えているという課題に対してどのような対応を考えているのか。

施設所管課：仕様書に基づいたきめ細やかなパトロール等による対応となるため、指定管理料の積算に応じて、財政課と協議していく予定である。

委員：マンボウの死骸が打ち上げられた件について、指定管理者が処分したが本来はこの管轄か。

施設所管課：海岸管理者（県知事）である。

（窓口は、県土整備部河川砂防課 港湾・海岸グループ）